第 2595 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 8月 4日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 役員に対する歩合給

Q：当社は零細企業のため、役員も使用人と同様の仕事をしています。そこでこのたび、役員に対しても固定給のほか、歩合給（他の使用人に対する支給基準と同じ基準で計算します。）を支給しようと思うのですが、このようにすると、報酬が毎月変動してしまいます。そうすると、この歩合給は役員賞与（損金不算入）となってしまうのでしょうか？

A：報酬（定期の給与）として取扱われますので、損金の額に算入できます。

【解説】

報酬（定期の給与）とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として規則的に反復又は継続して支給される給与をいいます。ところで、役員に対する報酬であっても役員と使用人が同様の仕事をしている場合には、固定給のほかに歩合給を採用する場合もあると考えられますが、歩合給を支給すると、毎月の報酬が定額にならないことから、報酬には該当しないのではとお考えになるかもしれません。しかし、税務においては、法人がその役員に対して月俸、年棒等の固定給のほかに歩合給を支給している場合でも、その支給が使用人に対する支給基準と同一の基準によっているときは、賞与ではなく、報酬として取扱うこととされています。

したがって、ご質問の場合、歩合給の支給基準が使用人と同じであれば、報酬として取扱って差し支えないものと思われます。